



島根県報

平成24年11月16日（金）

第2,445号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|---------------------|---|
| ミナミアカヒレタビラ保護管理計画、カワラハンミョウ保護管理計画及びヒメバ イカモ保護管理計画の策定 | （自 然 環 境 課） | 2 |
| 地域森林計画の樹立 | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 地域森林計画の変更 | （ ” ） | 3 |
| 解除予定保安林 | （ ” ） | 4 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出 | （中 小 企 業 課） | 4 |

【公 告】

| | | |
|----------|-----------|---|
| 肥料の登録の更新 | （食料安全推進課） | 6 |
|----------|-----------|---|

告 示**島根県告示第627号**

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第27条第1項の規定により、ミナミアカヒレタビラ保護管理計画、カワラハンミョウ保護管理計画及びヒメバイカモ保護管理計画を定めたので、同条第3項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、当該保護管理計画は、島根県環境生活部自然環境課において一般の供覧に供する。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 ミナミアカヒレタビラ保護管理計画の概要**(1) 対象とする種**

ミナミアカヒレタビラ（コイ科）

(2) 事業の目標**ア 維持すべき生息環境**

ミナミアカヒレタビラが生息可能な河川環境と生態系を維持し、自然状態で安定的に存続できる状態を目指す。

イ 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

(3) 事業の区域

県内における本種の生息地

(4) 事業の内容**ア 個体群の保全及び管理**

(ア) モニタリング

(イ) 生息地における捕獲の防止

(ウ) 絶滅リスク回避のための系統保存

イ 生息環境の保全及び管理

(ア) 河川環境の適正な維持管理

(イ) 産卵母貝の保護

(ウ) 移入種対策

(エ) 生息地等保護区の指定

ウ 普及啓発の推進**2 カワラハンミョウ保護管理計画の概要****(1) 対象とする種**

カワラハンミョウ（ハンミョウ科）

(2) 事業の目標**ア 維持すべき生息環境**

カワラハンミョウが生息している海浜環境を保全することにより本種の安定的に存続できる状態を目指す。

イ 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

(3) 事業の区域

県内における本種の生息地

(4) 事業の内容

- ア 個体群の保全及び管理
 - (7) モニタリング
 - (4) 生息地における捕獲の防止
 - イ 生息環境の保全及び管理
 - (7) 海浜環境の適正な維持管理
 - (4) 生息地等保護区の指定
 - ウ 普及啓発の推進
- 3 ヒメバイカモ保護管理計画の概要

(1) 対象とする種

ヒメバイカモ（キンボウゲ科）

(2) 事業の目標

ヒメバイカモが生育可能な河川環境を保全し、生育地における安定的な群落の維持を目指す。

(3) 事業の区域

県内における本種の自生地及び移植地

(4) 事業の内容

ア 個体群の保全及び管理

- (7) モニタリング
- (4) 生育条件・生育阻害要因の究明試験
- (5) 生育地における採取の防止
- (6) 流出個体の適切な保護
- (4) 絶滅リスク回避のための系統保存

イ 生育環境の保全及び管理

- (7) 自生地及び移植地の管理
- (4) 自生地の管理

ウ 普及啓発の推進

島根県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 森林計画区の名称 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
|------------------------------------|--|--------------------------------|
| 斐伊川森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市） | 島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所 | 自 平成24年11月16日 至 平成24年12月10日 |

島根県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に

より次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 森林計画区の名称 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
|-------------------------------------|--|--------------------------------|
| 隠岐森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村） | 島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局 | 自 平成24年11月16日 至 平成24年12月10日 |
| 江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町） | 島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所 | 自 平成24年11月16日 至 平成24年12月10日 |
| 高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町） | 島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所 | 自 平成24年11月16日 至 平成24年12月10日 |

島根県告示第630号

次の森林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319-53、イ1319-54・イ1319-55（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319-53、イ1319-54・イ1319-55（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるすることができる。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田弘 島根県浜田市朝日町91番地13

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河重雄 島根県浜田市浅井町1580番地

(3) 変更した事項

当該大規模小売店舗における小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

[1 F]

| | | |
|--------------|-----------------|--------|
| (株) イズミ | 広島県広島市南区京橋町2-22 | 山西 泰明 |
| (株) ウェーブ | 島根県浜田市殿町83-217 | 守田 政義 |
| (有) 錦栄堂 | 島根県浜田市片庭町1-1 | 松本 直樹 |
| (株) はせがわ | 島根県浜田市殿町29-2 | 長谷川 正夫 |
| 共同青果(株) | 島根県浜田市下府町327-80 | 長谷川 邦博 |
| くいしん坊 | 島根県浜田市西村町333-1 | 大浴 三郎 |
| きらくやCHOCOTTO | 島根県浜田市長沢町172-6 | 赤松 政豊 |

[2 F]

| | | |
|------------|-----------------|--------|
| (株) 赤松屋 | 島根県浜田市新町30-1 | 赤松 政豊 |
| 島根物産商事(株) | 島根県浜田市久代町1117-2 | 大田 肇雄 |
| (株) かみのや | 島根県浜田市朝日町1431 | 天羽 貴彦 |
| 2H | 島根県浜田市長沢町3082 | 原 博行 |
| (株) ダイトウヤ | 島根県浜田市下府町321-7 | 足立 幸子 |
| メンズプラザ スワキ | 島根県浜田市田町1584 | 洲脇 之徳 |
| (株) アニー | 島根県浜田市相生町1391-8 | 佐々木 留美 |

[3 F]

| | | |
|----------|---------------------|-------|
| (株) 大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14 | 矢野 博丈 |
| 宝珠堂 | 島根県江津市波子町イ968 | 山藤 二郎 |

(変更後)

[1 F]

| | | |
|--------------|-----------------|--------|
| (株) イズミ | 広島県広島市南区京橋町2-22 | 山西 泰明 |
| (株) ウェーブ | 島根県浜田市殿町83-217 | 守田 政義 |
| (有) 錦栄堂 | 島根県浜田市片庭町1-1 | 松本 直樹 |
| (株) はせがわ | 島根県浜田市殿町29-2 | 長谷川 正夫 |
| 共同青果(株) | 島根県浜田市下府町327-80 | 長谷川 邦博 |
| くいしん坊 | 島根県浜田市西村町333-1 | 大浴 三郎 |
| きらくやCHOCOTTO | 島根県浜田市長沢町172-6 | 赤松 政豊 |

[2 F]

| | | |
|----------------------------|-----------------|--------|
| (株) 赤松屋 | 島根県浜田市新町30-1 | 赤松 政豊 |
| (株) かみのや (K's s e l e c t) | 島根県浜田市朝日町1431 | 天羽 貴彦 |
| (株) ダイトウヤ | 島根県浜田市下府町321-7 | 足立 幸子 |
| メンズプラザ スワキ | 島根県浜田市田町1584 | 洲脇 之徳 |
| (株) アニー | 島根県浜田市相生町1391-8 | 佐々木 留美 |
| (株) かみのや (E u r e k a) | 島根県浜田市朝日町1431 | 天羽 貴彦 |

(株)かみのや (kaminoya) 島根県浜田市朝日町1431

天羽 貴彦

[3F]

(株)大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14 矢野 博丈

宝珠堂

島根県江津市波子町イ968

山藤 二郎

(4) 変更の年月日

平成24年10月1日

2 届出年月日

平成24年11月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成24年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (パーセント) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 登録有効期限 |
|--------------|-------------|--------------|-----------------------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------|
| 島肥登第 400号 | 混合有機質肥 料 | スーパー地 力の素 | 窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0 | 公定規格のと おり | 株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉造1420番地 7 | 平成27年 11月13日 |